# 郡山市観光データマーケティング・調査分析業務に係るプロポーザル選定員会設置要綱

令和６年３月　　日制定
［郡山市産業観光部観光課］

（趣旨）
第１条 この要綱は、郡山市観光データマーケティング・調査分析業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。
（適用範囲）
第２条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
１　募集要項、仕様書等の確認に関すること。
２　企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関すること。
３　その他委員会が必要と認める事項に関すること。
（組織等）
第３条 委員会は、委員５名以内をもって組織する。
２ 委員は、産業観光部長、産業観光部次長兼観光課長、観光課長補佐、観光係長、政策開発部ＤＸ戦略課長が指名する者とする。
３ 委員の任期は、本業務の契約候補者と契約を行った日までとする。
（会議）
第４条　委員は「審査基準」に基づき、申請書類による書面審査により行う。
２　委員は、必要に応じて質問を行う場合がある。
（守秘義務）
第５条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
（庶務）
第６条 委員会の庶務は、事務局において処理する。
（その他）
第７条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。
附 則
１ この要綱は、令和６年３月　　日から施行する。
２ この要綱は、本業務の契約候補者と契約を行った日に、その効力を失う。